松山市中心市街地活性化基本計画



愛媛県松山市

平成 26 年 11 月（平成 26 年 10 月 17 日認定）

第１回変更（平成 27 年 3 月 27 日認定）

第２回変更（平成 27 年 11 月 27 日認定）

第３回変更（平成 29 年 3 月 24 日認定）

第４回変更（平成 30 年 3 月 23 日認定）

第５回変更（令和 ２年 3 月 30 日認定）

目　次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 1

2. 中心市街地の位置及び区域 77

3. 中心市街地の活性化の目標 87

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 109

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 126

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 132

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 135

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 147

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 163

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 188

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 195

12. 認定基準に適合していることの説明 197